

甲賀市浄化槽設置整備事業補助金について

甲賀市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、浄化槽設置に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

まずは……

別紙「浄化槽設置のチャート」でご確認ください。

（補助対象区域）

○別紙「甲賀市污水处理施設整備構想図」において合併浄化槽区域。

○別紙「甲賀市污水处理施設整備構想図」において公共下水道区域又は農業集落排水区域内で供用開始が7年以上見込まれない区域。ただし、住宅団地用浄化槽の処理対象区域は除く。

（補助対象者）

○合併処理浄化槽を新規に設置又は入替えされる方。（事前着工は、補助対象外です。）

○次の合併浄化槽を設置する方。

（1）住宅用（ただし、店舗等併用住宅については、住宅部分の延べ床面積が2分の1以上であること）又は区および自治会の管理する公共施設用の合併浄化槽を設置する方。

（2）アパート等の集合住宅用の合併浄化槽を設置する方。

（3）住宅団地用の合併浄化槽を設置する方。

（4）合併浄化槽区域においては、全ての用途用の合併浄化槽を設置する方。

○浄化槽法等の基準に適合している浄化槽を設置する方。

○適正な維持管理を行うことができる方。

○継続的な使用が認められる方。

※ただし、次の場合は補助となる方を限定しますのでご注意ください。

・建売住宅の場合は、設置者。ただし、設置者は、購入者に対して補助事業であることを説明し、適正な維持管理を勤めさせること。

・アパート等の集合住宅又は7住宅団地に集中浄化槽を設置する場合は、その設置者。ただし、設置者は、居住者又は購入者に対して補助事業であることを説明し、適正な維持管理を努めさせること。

・住居等を借りている者が浄化槽を設置する場合は、賃貸人の承諾が得られた方。

○公共下水道や農業集落排水が供用開始された場合、公共下水道や農業集落排水に接続が確実と認められる方。

○市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）、水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、公共下水道事業受益者負担金、公共下水道事業受益者分担金及び農業集落排水事業分担金の滞納が無い方。

○補助金申請年度の3月15日までに工事を完了し、使用を開始し、実績報告書等の提出ができる方。

(補助金額)

次の4種類となります。（「浄化槽設置のチャート」でも確認いただけます。）

1. 「甲賀市污水处理施設整備構想図」の公共下水道区域又は農業集落排水区域内で供用開始が7年以上見込まれない区域において、住宅用、アパート等の集合住宅用、住宅団地用、公共用の合併浄化槽を設置する方。

5人槽・・・	332,000円
6～7人槽・・・	414,000円
8～10人槽・・・	548,000円
11～20人槽・・・	939,000円
21～30人槽・・・	1,472,000円
31～50人槽・・・	2,037,000円
51～人槽・・・	2,326,000円

※（対象経費等が補助額を下回るときは、実費（千円未満切捨て）を補助額とします。）

2. 別紙「甲賀市污水处理施設整備構想図」の合併浄化槽区域において、住宅用、アパート等の集合住宅用、住宅団地用、公共用の合併浄化槽を設置する方。

5人槽・・・	472,000円
6～7人槽・・・	554,000円
8～10人槽・・・	688,000円
11～20人槽・・・	1,079,000円
21～30人槽・・・	1,612,000円
31～50人槽・・・	2,177,000円
51～人槽・・・	2,466,000円

※（対象経費等が補助額を下回るときは、実費（千円未満切捨て）を補助額とします。）

3. 別紙「甲賀市污水处理施設整備構想図」の合併浄化槽区域において、**地区等で合併浄化槽面的整備事業を実施**し、住宅用、アパート等の集合住宅用、住宅団地用、公共用の合併浄化槽を設置する方。

5人槽・・・	612,000円
6～7人槽・・・	694,000円
8～10人槽・・・	828,000円
11～20人槽・・・	1,219,000円
21～30人槽・・・	1,752,000円
31～50人槽・・・	3,117,000円
51～人槽・・・	2,606,000円

※（対象経費等が補助額を下回るときは、実費（千円未満切捨て）を補助額とします。）

4. 別紙「甲賀市汚水処理施設整備構想図」の合併浄化槽区域において、**店舗、病院、事務所、寺社、宿、工場等**の住宅用及び公共用を除く合併浄化槽を設置する方。

5人槽・・・	332,000円
6～7人槽・・・	414,000円
8～10人槽・・・	548,000円
11～20人槽・・・	939,000円
21～30人槽・・・	1,472,000円
31～50人槽・・・	2,037,000円
51～人槽・・・	2,326,000円

※（対象経費等が補助額を下回るときは、実費（千円未満切捨て）を補助額とします。）

（補助金交付申請に必要な書類）

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 浄化槽設置届受理通知書の写し又は浄化槽設置調書受理通知書の写し
- 位置図（2,500分の1）又は住宅地図
（住宅団地等で集中浄化槽を設置する場合は、処理対象区域図。）
- 浄化槽設置場所及び放流経路を示した図面
- 保守点検・清掃に関する誓約書の写し
- 浄化槽設置整備事業工事施工確約書
（交付決定後の着工かつ期限内の完工を確約するもの）
- 全国浄化槽推進市町村協議会に登録された登録証の写し（処理対象人員が10人以下の場合）
- 全国浄化槽推進市町村協議会が発行する登録浄化槽管理票（C票）（処理対象人員が10人以下の場合）
- 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が発行する保証登録証（処理対象人員が10人以下の場合）
- 修了証書の写し又は免状の写し
- 納付状況調査同意書（様式第2号）
- その他市長が必要と認める書類
- ※住所変更に関する誓約書（一戸建住宅で浄化槽設置場所以外に住んでいる方のみ）
- ※建売住宅の場合は、補助事業である旨を説明し、適正な維持管理を努めさせる同意書
- ※住宅団地等で集中浄化槽を設置する場合は、補助事業である旨を説明し、適正な維持管理を努めさせる同意書
- ※住居等を借りている者が浄化槽を設置する場合は、賃貸人の承諾書。

（注意事項）

- ・全ての書類がそろってから申請してください。
- ・書類に不備がある場合は受付できません。
- ・補助金申請は、年度ごとの予算の範囲内で先着順に受付けます。予算には限りがありますので、予算がなくなり次第終了となります。
- ・浄化槽設置後の申請は受付できません。

(補助金実績報告書に必要な書類)

※工事完了後 30 日以内又は交付決定があった年度の 3 月 15 日のいずれか早い期日までに提出が必要です。

○実績報告書（様式第 8 号）

○浄化槽工事が完了した旨を証する書類

○浄化槽保守点検及び浄化槽清掃に関する維持管理業務委託契約書の写し

○浄化槽法第 7 条に基づく法定検査申込書の写し

○竣工図

○工事写真

①工事着工前の状態

②掘削完了の状態

③基礎部分の施工がわかるもの（砕石・配筋・コンクリート等の施工状態）

④設置前の浄化槽本体

⑤浄化槽本体を設置した状態（水平に設置したことが確認できるもの）

⑥埋め戻しの状態

⑦コンクリート打ちが完了した状態

⑧ブロアの設置が確認できるもの

⑨完成後の内部が確認できるもの

○浄化槽設置に係る領収書又はその写し

○その他市長が必要と認める書類

※一戸建住宅用の浄化槽の場合は、浄化槽を設置した住所に居住していることを示す住民票記載事項証明書又はこれに類する書類

お問い合わせ先：甲賀市役所 上下水道部 下水道課 計画普及係

電 話：0748-86-8012

F A X：0748-86-8390

浄化槽設置整備事業補助金交付手続きの流れ

1	事前確認	交付申請を行なう前に、設置予定の浄化槽、場所等が補助対象となるか確認してください。
2	交付申請	工事着手日の3週間前までに、申請書に必要書類を添付して申請してください。 <u>※すべての書類がそろってから申請してください。</u>
3	事前審査	提出された申請書類等の内容が補助金交付に適したものか審査します。 <u>※事前着工は、補助対象になりませんのでご注意ください。</u>
4	交付決定通知	補助事業として適正と判定された場合、補助金交付決定通知書を送付します。
5	設置工事	補助金の交付決定後に設置工事を開始してください。
6	実績報告書	工事完了後30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書に必要書類を添付して報告してください。
7	完了検査	実績報告書の審査及び工事完了状況を確認するため現地にて完了検査を行います。
8	交付額確定通知	完了検査の結果、適正な事業と判定された場合は、補助金額確定通知書と請求書を送付します。
9	補助金の支払	請求書が市へ提出されてから1ヵ月程度で指定口座に振り込みます。
10	適正な維持管理	法定検査、保守点検及び清掃など適正な維持管理をお願いします。